

# 茅ヶ崎市感染症予防計画

(素案)

茅ヶ崎市

令和6(2024)年 ○月 策定



## はじめに

令和2年1月に国内で初となる患者が確認された新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、令和4年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」の一部が改正されました。

この改正により、感染症の発生及びまん延時には、地域の実情に応じて感染症対策に取り組む必要があるため、本市においても、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成11年厚生省告示第115号）」及び神奈川県が定める予防計画に即して、茅ヶ崎市感染症予防計画（以下「本計画」という。）を定めることとなりました。

本市では、約3年間にわたり、数多くの患者に対し、健康観察や積極的疫学調査などを行い、感染症拡大防止に努めてきました。これらの対応における課題を踏まえ、本計画を策定します。

そして、次の感染症危機に備え、また、発生初期から迅速な対応ができるようにするため、平時から関係機関及び関係団体と連携して、感染症の予防のための施策を計画的に講ずることで、住民の安全・安心を確保します。

### 本市における保健所業務の所管域について

本市は平成29年4月に保健所設置市へ移行しましたが、神奈川県との間で規約を定め、寒川町域における保健所業務を本市保健所で実施しています。

そのため、本計画に記載する「本市」における保健所業務の所管域は寒川町を含んでおり、また、「住民」は茅ヶ崎市民及び寒川町民のことです。

## 目次

<b>I</b>	<b>計画の策定に当たって</b> .....	<b>1</b>
1	計画の位置付け .....	1
2	本計画策定の経過 .....	2
3	本計画の見直し .....	2
4	SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた感染症の予防のための施策の実施 .....	2
<b>II</b>	<b>本編</b> .....	<b>4</b>
<b>第1</b>	<b>感染症予防の推進の基本的な考え方</b> .....	<b>4</b>
1	事前対応型行政の構築 .....	4
2	住民一人一人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策 .....	4
3	人権の尊重 .....	4
4	健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応 .....	4
5	本市の果たすべき役割 .....	5
6	住民の果たすべき役割 .....	5
7	医師等の果たすべき役割 .....	6
8	獣医師等の果たすべき役割 .....	6
9	予防接種 .....	6
<b>第2</b>	<b>感染症の発生の予防のための施策に関する事項</b> .....	<b>6</b>
1	感染症の発生の予防のための施策に関する基本的な考え方 .....	6
2	感染症発生動向調査 .....	7
3	結核に係る定期の健康診断 .....	8
4	感染症の予防のための対策と食品保健対策の連携 .....	8
5	感染症の予防のための対策と環境衛生対策の連携 .....	8
6	検疫所との連携 .....	9
7	関係機関及び関係団体との連携 .....	9
<b>第3</b>	<b>感染症のまん延の防止のための施策に関する事項</b> .....	<b>9</b>
1	患者等発生後の対応に関する基本的な考え方 .....	9
2	検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院 .....	10
3	感染症の診査に関する協議会 .....	11
4	消毒その他の措置 .....	11
5	積極的疫学調査 .....	11

6	指定感染症への対応 .....	12
7	新感染症への対応 .....	12
8	感染症のまん延の防止のための対策と食品保健対策の連携 .....	12
9	感染症のまん延の防止のための対策と環境衛生対策の連携 .....	12
10	情報の公表 .....	13
11	関係機関及び関係団体との連携 .....	13
<b>第4</b>	<b>感染症及び病原体等に関する情報の収集及び調査に関する事項.....</b>	<b>13</b>
1	感染症及び病原体等に関する情報の収集及び調査に関する基本的な考え方.....	13
2	本市における情報の収集及び調査の推進 .....	13
3	関係機関及び関係団体との連携 .....	14
<b>第5</b>	<b>病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項.....</b>	<b>14</b>
1	病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方 .....	14
2	本市における病原体等の検査の推進.....	14
3	本市における総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築 .....	15
4	関係機関及び関係団体との連携.....	15
<b>第6</b>	<b>感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項 .....</b>	<b>15</b>
1	感染症に係る医療提供の基本的な考え方 .....	15
2	本市における感染症に係る医療を提供する体制 .....	15
3	その他感染症に係る医療の提供のための体制 .....	16
4	関係機関及び関係団体との連携.....	16
<b>第7</b>	<b>感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項 .....</b>	<b>17</b>
1	感染症の患者の移送のための体制の確保に関する基本的な考え方 .....	17
2	本市における感染症の患者の移送のための体制の確保の方策.....	17
3	関係機関及び関係団体との連携.....	17
<b>第8</b>	<b>感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項 .....</b>	<b>18</b>
1	厚生労働省令で定める体制の確保に係る基本的な考え方.....	18
2	厚生労働省令で定める体制の確保に係る本市における方策 .....	19
3	関係機関及び関係団体との連携.....	20

<b>第 9</b>	<b>新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項</b> .....	<b>20</b>
1	新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備の基本的な考え方 .....	20
2	本市における新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方策 .....	21
3	関係機関及び関係団体との連携 .....	21
<b>第 10</b>	<b>感染症の予防又はまん延防止のための総合調整の方針に関する事項</b> .....	<b>22</b>
1	基本的な考え方 .....	22
2	市長による総合調整の要請 .....	22
<b>第 11</b>	<b>感染症対策物資等の確保に関する事項</b> .....	<b>22</b>
1	感染症対策物資等の確保に関する基本的な考え方 .....	22
2	感染症対策物資等の確保に関する方策 .....	22
<b>第 12</b>	<b>感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項</b> .....	<b>23</b>
1	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する基本的な考え方 .....	23
2	本市における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する方策 .....	23
3	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関するその他の方策 .....	23
<b>第 13</b>	<b>感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項</b> ....	<b>24</b>
1	人材の養成及び資質の向上に関する基本的な考え方 .....	24
2	本市における感染症に関する人材の養成及び資質の向上 .....	24
3	医療機関・医師会等における人材の養成及び資質の向上 .....	24
4	関係機関及び関係団体との連携 .....	25
<b>第 14</b>	<b>感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項</b> .....	<b>25</b>
1	感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する基本的な考え方 .....	25
2	本市における感染症の予防に関する保健所の体制の確保 .....	25
3	関係機関及び関係団体との連携 .....	26

<b>第15</b>	<b>緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項</b>	<b>26</b>
1	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策	26
2	緊急時における国及び県との連絡体制	27
3	緊急時における地方公共団体相互の連絡体制	27
4	本市と関係団体との連絡体制	27
5	緊急時における情報提供	27
<b>第16</b>	<b>その他感染症の予防の推進に関する重要事項</b>	<b>27</b>
1	施設内感染の防止	27
2	災害防疫	28
3	動物由来感染症対策	28
4	外国人への情報提供	29
5	薬剤耐性対策	29
<b>Ⅲ</b>	<b>資料集</b>	<b>30</b>
表1	感染症の種類	30
表2	感染症指定医療機関	31
	茅ヶ崎市感染症予防計画連絡調整会議設置要綱	32
<b>Ⅳ</b>	<b>「(仮称)茅ヶ崎市感染症予防計画に関するWebアンケート」の結果について</b>	<b>33</b>
1	概要	33
2	アンケート結果の取り扱いについて	33
3	アンケートの結果について	34
<b>Ⅴ</b>	<b>パブリックコメントの結果について</b>	<b>40</b>

本計画では、次の略称を用います。

略称	本計画での正式名称
法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)
基本指針	感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針(平成11年厚生省告示第115号)
県	神奈川県
予防計画	感染症の予防のための施策の実施に関する計画
県知事	神奈川県知事
県予防計画	神奈川県感染症予防計画
感染症対策協議会	神奈川県感染症対策協議会
住民	茅ヶ崎市民及び寒川町民
市民	茅ヶ崎市民



# I 計画の策定に当たって

## 1 計画の位置付け

### (1) 法的位置付け

本計画は、法第10条第14項の規定に基づく「予防計画」です。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抜粋）

（予防計画）

第10条 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（以下この条及び次条第二項において「予防計画」という。）を定めなければならない。

2

略

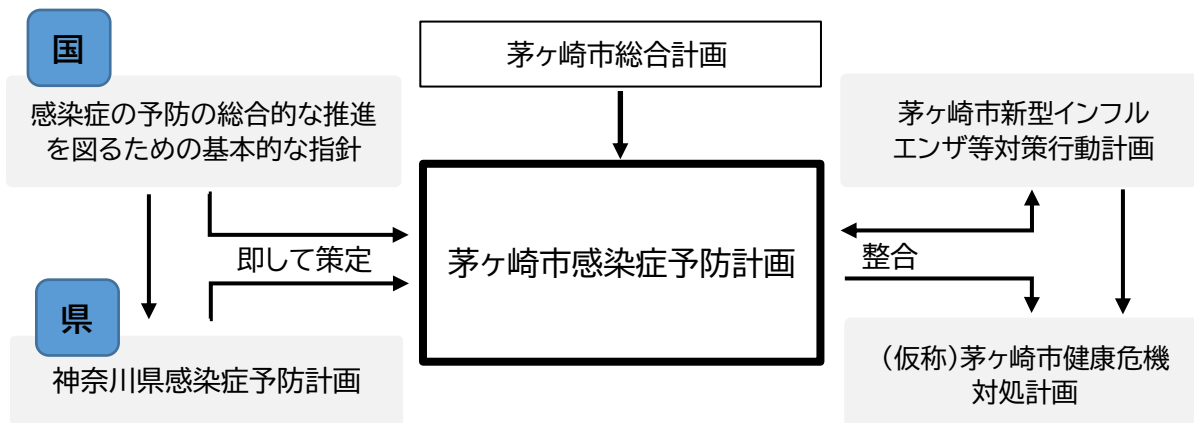
13

14 保健所設置市等は、基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して、予防計画を定めなければならない。

### (2) 市政における位置付け

本計画は、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めた「茅ヶ崎市総合計画」における政策目標3「共に見守り支え合い、誰もが健康に暮らすまち」に関連する個別計画です。

基本指針及び県予防計画に即して策定し、茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画及び（仮称）茅ヶ崎市健康危機対処計画<sup>※1</sup>と整合を図ります。



<sup>※1</sup> **健康危機対処計画** 保健所において、平時のうちから健康危機に備えた準備を進めることや予防計画の実効性を担保するために「地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号)」に基づき作成される手引書のこと。

## 2 本計画策定の経過

(1) 市の関係部局で構成する「茅ヶ崎市感染症予防計画連絡調整会議」において、関係部局間の必要な調整や検討を行いました。そのなかで、3年間にわたる新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた課題の整理を行いました。

発生初期段階においては、未知のウイルスに対する検査ニーズの高まりに対応できる検査体制の整備に関する課題や、医療提供体制の確保等に関する課題等が、患者が急増した感染拡大期においては、病床確保の課題、医療機関への移送の課題、自宅療養体制の整備に関する課題等が挙げられました。

また、有事の際には速やかに体制を切り替えることができる仕組みづくりや、関係部局及び関係機関との連携体制を平時から構築することの必要性が求められました。

(2) 本計画に市民の意見を反映するため「(仮称)茅ヶ崎市感染症予防計画に関するWebアンケート」とパブリックコメントを実施しました。

(3) 「神奈川県感染症対策協議会<sup>※2</sup>」において、県及び県内保健所設置市<sup>※3</sup>の計画素案に対する意見聴取を実施しました。

そのほか、本市保健所管内の寒川町や、茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎歯科医師会及び茅ヶ崎寒川薬剤師会等の関係機関に対しても意見聴取を行いました。

## 3 本計画の見直し

国は、法第9条第3項の規定に基づき基本指針について少なくとも6年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとされており、県予防計画はこれに沿った対応を行うこととされています。

本計画は、基本指針及び県予防計画に即して策定することとされていることから、基本指針又は県予防計画が変更された場合は、必要に応じて見直しを行います。

## 4 SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた感染症の予防のための施策の実施

(1) 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年から令和12年までの世界共通の目標です。持続可能な世界

---

※2 **神奈川県感染症対策協議会** 感染症に関する情報の把握や初動体制等緊急時の予防体制を整備し、県内における感染症のまん延防止対策を協議する県が設置する協議会。なお、法第10条の2第1項の規定に基づき県が設置することとされている「連携協議会」について、県においては従来から設置している県感染症対策協議会で対応することとされている。




※3 **保健所設置市** 保健所は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づき、都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市その他の政令で定める市又は特別区が設置することとなっている。県内においては、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市が保健所設置市として該当する。

を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念としており、すべての人が参加したパートナーシップを通じて推進することを掲げています。

(2) SDGs と本計画の関係

本計画は、住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるためのものです。これは、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであり、感染症予防はSDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。

本計画に掲げる施策と関連するSDGsの目標は次のとおりであり、本計画における施策の実施が当該目標の達成に資するものとして位置付けます。

	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

## II 本編

### 第1 感染症予防の推進の基本的な考え方

#### 1 事前対応型行政の構築

感染症対策は、感染症発生動向調査<sup>※4</sup>体制を充実した上で、基本指針、予防計画及び特定感染症予防指針<sup>※5</sup>に基づき、平時から感染症の発生及びまん延を防止することに重点を置いた事前対応型行政として取り組むことが重要です。

また、本市は、県が設置する感染症対策協議会を活用し、予防計画等について協議を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年報告し、進捗確認を行うことで、平時より感染症の発生及びまん延を防止するための取組について関係者が一体となって改善を図ります。

#### 2 住民一人一人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

今日、多くの感染症の予防及び治療が可能となっているため、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報の収集、分析とその結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報を住民へ公表するなど情報提供を進めつつ、「住民一人一人が努める予防」及び「感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ね」により、社会全体の予防を推進することが重要です。

#### 3 人権の尊重

感染症の患者等を社会から切り離すといった視点ではなく、感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者個人の意思や人権を尊重し、一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備に努めます。

また、感染症に関する個人情報の保護には十分留意し、差別や偏見を解消するための協力を報道機関に求めることも含め、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、患者等の人権が損なわれることがないように努めます。

#### 4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症の発生は、周囲へまん延する可能性があることから、住民の健康を守るための

---

※4 **感染症発生動向調査** 感染症の発生及びまん延の防止を目的として、感染症に関する情報の収集・分析を行い、感染症の流行状況を把握するための調査のこと。

※5 **特定感染症予防指針** 特に総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症に対し、国が策定し公表する指針のこと。

健康危機管理<sup>※6</sup>の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められます。そのため、感染症の発生状況等の的確な把握が不可欠であり、感染症の病原体検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制の確立に向けて、疫学的視点を重視しつつ、行政機関内の関係部局はもちろんのこと、国、県、他の保健所設置市及び医療関係団体<sup>※7</sup>と連携し、迅速かつ的確に対応できる体制の整備を行うとともに、基本指針及び予防計画に基づき、健康危機管理の段階に応じた行動計画等の策定及びその周知を通じ、健康危機管理体制の構築を行うことが必要です。

## 5 本市の果たすべき役割

(1) 本市は、県及び他の地方公共団体と相互に連携し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を講じます。

また、正しい知識の普及、情報の収集・分析・公表、人材の確保・養成・資質の向上及び迅速かつ正確な検査体制の確保等、感染症対策の基盤整備を行います。この場合、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する国際的動向を踏まえるとともに、感染症の患者等の人権を尊重します。

(2) 本市は、本計画に沿って感染症対策を行います。基本指針及び県予防計画に即して本計画を策定することに鑑み、感染症対策協議会等を通じて、本計画を立案する段階から、県及び他の保健所設置市と相互に連携して感染症対策を行います。

(3) 本市においては、保健所については、地域における感染症対策の中核的機関としての役割を十分に果たせるよう、体制整備や人材育成等の取組を計画的に行います。

(4) 本市は、県域を越える広域的な地域に感染症がまん延するおそれがあるときには、県とともに他の地方公共団体と相互に協力し、感染症対策を行います。

また、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間<sup>※8</sup>には、迅速に体制を移行し、対策が実行できるよう、必要な体制整備を行います。

(5) 本市は、県が実施する施策への協力や感染状況等の情報提供、相談対応を通じて、住民に身近な立場から感染症の発生及びまん延の防止を図ります。

## 6 住民の果たすべき役割

住民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、差別や偏見をもって感染症の患者等の人権を損なわないようにします。

---

<sup>※6</sup> **健康危機管理** 医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる住民の生命及び健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務のこと。

<sup>※7</sup> **医療関係団体** 医師会、歯科医師会、薬剤師会等の医療に関する団体のこと。

<sup>※8</sup> **新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間** 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る発生等の公表が行われたときから、新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間のこと。

## 7 医師等の果たすべき役割

- (1) 医師その他の医療関係者は、住民の果たすべき役割に加え、医療関係者の立場で、国、県及び本市の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解のもとに良質かつ適切な医療を提供するよう努めるものとします。
- (2) 病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、社会福祉施設<sup>※9</sup>等の開設者及び管理者は、施設における感染症の発生予防やまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとします。
- (3) 保険医療機関又は保険薬局は、感染症の入院患者の医療その他必要な医療の実施について、国、県及び本市が講ずる措置に協力するものとします。

## 8 獣医師等の果たすべき役割

獣医師その他の獣医療関係者は、住民の果たすべき役割に加え、獣医療関係者の立場で、国、県及び本市の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努めるものとします。

## 9 予防接種

予防接種は、感染症予防対策の中で感染予防、発病予防、重症化予防及び感染症のまん延防止等を担う重要なものであるため、国が行うワクチンの有効性及び安全性の評価を踏まえ、市民に対し、ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、市民の理解を得つつ、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき、積極的に予防接種を推進します。

## 第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

### 1 感染症の発生の予防のための施策に関する基本的な考え方

- (1) 感染症の発生の予防のための対策においては、事前対応型行政の構築を中心として、地方公共団体が具体的な感染症対策を企画、立案、実施及び評価することが重要です。
- (2) 感染症の発生を予防するための日常的な対策は、感染症発生動向調査がその中心としてなされるものですが、さらに、平時における食品保健対策、環境衛生対策、動物由来感染症対策及び感染症の国内への侵入防止対策について、関係機関及び関係

---

<sup>※9</sup> **社会福祉施設** 老人、児童、心身障がい者、生活困窮者等社会生活を営む上で様々なサービスが必要としている者を援護、育成し又は更生のための各種治療訓練等を行い、その福祉の増進を図ることを目的としている施設のこと。

団体との連携を図り、適切な措置を講ずる必要があります。

- (3) 予防接種による予防が可能であり、かつ、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、実施体制の整備等を進め、予防接種法に基づき適切に予防接種が行われることが重要です。

そこで、本市は、予防接種の実施に当たり、医師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進等、対象者が予防接種を安心して受けられる環境の整備を行います。

さらに、予防接種を希望する者に対し予防接種を受けられる場所、医療機関等に関する情報を積極的に提供していくこととします。

## 2 感染症発生動向調査

- (1) 本市は、医療機関の協力のもと、感染症に関する情報を収集、分析し、地域における感染症の流行状況を把握し、住民や医師等の医療関係者に対し情報を提供することにより、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止するとともに、病原体情報の収集、分析を通じて、流行している病原体の検出状況及び特性を確認し、適切な感染症対策を講ずることを目的とする感染症発生動向調査の体制を整備します。

- (2) 法では、感染した場合の症状の重篤度、感染力等に応じて、感染症を一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症に類型化しています。(感染症の類型は『Ⅲ 資料集』参照。)

一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者については、法に基づく健康診断等の措置及び患者に対する良質かつ適切な医療の提供が必要です。四類感染症については、病原体に汚染された場合の消毒、ねずみ族の駆除等の措置が、迅速かつ適切に行われる必要があるほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要があります。これらのことから、医師は法第12条に基づき保健所長へ届出を行います。

また、本市は、医師会等を通じて感染症に係る医師の届出の義務について周知徹底を図ります。

さらに、感染症の発生届の情報を迅速かつ効率的に収集し、地域における感染症の流行状況を把握できるようにするため、多くの医療機関において電磁的方法による届出が促進されるよう周知を図ります。

- (3) 二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症<sup>※10</sup>については、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要性

---

※10 **疑似症** 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状、その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもののこと。

があることから、疑似症定点<sup>※11</sup>の指定を受けた病院又は診療所は、法第14条第2項に基づき保健所長への届出を適切に行います。

なお、厚生労働大臣が認めたときは、指定届出機関以外の病院又は診療所の医師についても、法第14条第8項に基づき市長への届出を適切に行うよう周知します。

- (4) 保健所長は、法第13条の規定による獣医師からの届出を受けた場合、当該届出に係る動物又はその死体が感染症を人に感染させることを防止するため、他の保健所、県衛生研究所及び県動物愛護センター等と相互に連携しながら、速やかに積極的疫学調査<sup>※12</sup>の実施その他必要な措置を講じます。
- (5) 感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であり、さらに感染症の発生の予防及びまん延の防止のために極めて重要な意義を有しています。したがって、本市は国立感染症研究所、県衛生研究所及び医療機関等と連携し、病原体に関する情報を統一的に収集、分析及び公表できる体制を構築するとともに、患者に関する情報とともに全国一律の基準及び体系で一元的に構築される感染症発生動向調査を実施します。

### 3 結核に係る定期の健康診断

本市は、高齢者、結核発症の危険性が高いとされる幾つかの特定の集団、発症すると二次感染を起こしやすい職業等の定期の健康診断の実施が有効かつ合理的であると認められる者について、重点的に健康診断を実施します。

### 4 感染症の予防のための対策と食品保健対策の連携

飲食に起因する感染症である食品媒介感染症の予防に際し、食品の検査及び監視を要する業種や給食施設への発生予防指導は、他の食中毒対策と併せて食品保健部門が主体となり、二次感染によるまん延の防止等の情報の公表や指導については感染症対策部門が主体となることから、感染症対策部門と食品保健部門の効果的な役割分担と連携を行います。

### 5 感染症の予防のための対策と環境衛生対策の連携

- (1) 本市では、平時において水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生を予防するため、感染症対策部門と環境衛生部門が相互に連携し、住民に対する正しい知識の普及、情報の提供及び関係業種等への指導を行います。

---

※11 **定点** 定点把握対象の疾患は、予め指定した医療機関から報告される。その医療機関のことを定点といい、その数は人口に応じて決められている。定点は報告する疾患で5種類（インフルエンザ定点、小児科定点、眼科定点、STD 定点、基幹定点）に分かれている。

※12 **積極的疫学調査** 法第15条に基づき、患者等を診察した医療機関等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにするために調査すること。



- (2) 平時における感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等の駆除及び防虫については、感染症対策の観点からも重要であるため、県と連携し必要に応じて適切に実施します。ただし、過剰な駆除とならないように配慮します。

## 6 検疫所との連携

- (1) 本市は、検疫所<sup>※13</sup>と連携し、海外における感染症発生情報等を収集するとともに、住民や医療機関等にその情報を積極的に提供します。
- (2) 保健所長は、検疫法（昭和26年法律第201号）第26条の3の規定に基づく病原体保有の通知を検疫所から受理した場合、健康診断、就業制限及び入院等の必要な措置を行います。
- (3) 保健所長は、検疫法第18条第3項の規定に基づく「健康状態に異状を生じた者に対し指示した事項」等の通知を検疫所から受理した場合、本人その他の関係者に質問又は必要な調査を行います。

## 7 関係機関及び関係団体との連携

本市では、感染症の発生の予防を効果的かつ効率的に進めるため、国及び地方公共団体の感染症対策部門、食品保健部門及び環境衛生部門等が適切に連携を図ることが基本ですが、学校、企業等の関係機関及び団体等とも連携を図ります。

また、専門職能団体<sup>※14</sup>や社会福祉施設等の関係団体等との連携体制を構築します。

## 第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

### 1 患者等発生後の対応に関する基本的な考え方

- (1) 感染症のまん延防止対策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立ち、患者等の人権を尊重し、迅速かつ的確に対応することが重要です。
- また、住民一人一人の予防及び良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進を図ることが基本となります。
- (2) 感染症のまん延を防止するため、本市においては、感染症発生動向調査等による情報の公表等を行い、患者を含めた住民、医療関係者等の理解と協力に基づいて、住民が自ら予防に努め、健康を守る努力を行うこととします。

---

※13 **検疫所** 検疫法に基づき海外からの入国者に対する検疫や感染症のまん延を防止するための港湾における衛生業務及び食品衛生法に基づき海外からの輸入食品の監視・指導業務等を行うため、全国の主要な海港・空港に設置されている厚生労働省が所管する国の機関のこと。

※14 **専門職能団体** 専門的な技能や資格を必要とする職業ごとに組織された団体のこと。

- (3) 対人措置<sup>※15</sup>等一定の行動制限を伴う措置を実施する場合は、患者の人権を尊重し、必要最小限のものとしします。
- (4) 対人措置及び対物措置<sup>※16</sup>を行うに当たっては、感染症発生動向調査等により収集された情報を適切に活用します。
- (5) 事前対応型行政を進める観点から、特定の地域に感染症が集団発生した場合や複数の都道府県にまたがるような広域的な感染症のまん延の防止の観点から、専門職能団体、社会福祉施設等の関係団体等及び他の地方公共団体との役割分担及び連携体制について、県とともにあらかじめ定めておくこととしします。

## 2 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院

- (1) 保健所長は、対人措置を講ずるに当たっては、感染症の発生及びまん延に関する情報を対象となる患者等に提供し、その理解と協力のもと行うことを基本とし、人権の尊重の観点から、当該措置は必要最小限のものとしします。

また、審査請求に係る教示等の手続及び法第20条第6項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行います。
- (2) 検体の提出若しくは検体の採取に応ずるべきことの勧告又は検体の採取の措置の対象者は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者<sup>※17</sup>若しくは感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者です。
- (3) 健康診断の勧告等については、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮した上で、科学的に当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者が対象です。

また、本市は、法に基づく健康診断の勧告等以外にも、的確に情報の公表を行い、住民が自発的に健康診断を受けるよう勧奨します。
- (4) 就業制限については、その対象者の自覚に基づく自発的な休暇及び就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等により対応することが基本であるため、本市は、対象者その他の関係者に対し、このような対応が図られるよう周知します。
- (5) 入院勧告等に係る入院においては、医師は患者等に対する十分な説明及び患者の同意に基づいた医療の提供を行うものとしします。

本市は、入院後も、法第24条の2に基づく処遇についての保健所長に対する苦情の申出を受けた場合は、必要に応じて、十分な聞き取りや相談を行い、患者等の精神的不安の軽減が図られるように対応します。

---

※15 **対人措置** 法第4章に規定する就業制限や入院等の措置のこと。

※16 **対物措置** 法第5章に規定する汚染場所の消毒等の措置のこと。

※17 **無症状病原体保有者** 感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないもののこと。

(6) 保健所長が入院勧告を行うに際しては、患者等に対し、入院の理由、退院請求及び審査請求に関する事等、入院勧告の通知に記載する事項を含め十分な説明を行います。

また、講じた措置の内容、提供された医療、患者の病状等について記録し、統一的に把握するよう努めます。

(7) 保健所長は、入院勧告等に係る患者等が法第22条第3項に基づく退院請求を行った場合には、当該患者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行います。

### 3 感染症の診査に関する協議会

茅ヶ崎市感染症診査協議会<sup>※18</sup>（以下「感染症診査協議会」という。）の役割は、患者等への適切な医療及び人権尊重の視点から、感染症に関する専門的な判断を行うことです。

よって、感染症診査協議会の委員の任命に当たっては、この趣旨を十分に考慮します。

### 4 消毒その他の措置

消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置を講ずるに当たっては、可能な限り関係者の理解を得て、実施するよう努めるとともに、これらの措置は、個人の権利に配慮し、必要最小限のものとしします。

### 5 積極的疫学調査

(1) 積極的疫学調査については、保健所長は対象者の協力が得られるようその趣旨をよく説明し、理解を得るよう努めます。

また、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者については、正当な理由なく応じない場合には、指示、罰則の対象となることを、人権に配慮しあらかじめ丁寧に説明します。

(2) 本市は、①一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合、②五類感染症等の発生のうち感染拡大防止やまん延の防止のため必要がある場合、③国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合、④動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、⑤その他保健所長が必要と認める場合にあっては、積極的疫学調査を的確に実施しま

---

<sup>※18</sup> 茅ヶ崎市感染症診査協議会 茅ヶ崎市感染症診査協議会条例(平成29年茅ヶ崎市条例第11号)に基づき設置され、保健所長の諮問に応じ、法の規定に基づく就業制限の通知及び入院の勧告等に関し、必要な事項を審議するための本市の附属機関のこと。

す。この場合においては、他の保健所、県衛生研究所及び県動物愛護センター等と密接な連携を図ることにより、地域における詳細な流行状況の把握や感染源及び感染経路の究明を迅速に進めます。

- (3) 積極的疫学調査を実施するに当たっては、保健所長は、必要に応じて国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター及び県衛生研究所等に協力を求めるとともに、協力の求めがあった場合には必要な支援を積極的に行います。
- (4) 緊急時において、国により積極的疫学調査が実施される場合には、本市は国及び県と連携を図るとともに必要な情報の収集及び提供を行います。

## 6 指定感染症への対応

政令により指定感染症として対応することが定められた感染症と疑われる症例が医師から報告された場合には、本市は、政令で適用することが規定された法的な措置に基づき対応します。

## 7 新感染症への対応

新感染症は、感染力や罹患した場合の重篤性が極めて高い一類感染症と同様の危険性を有する一方、病原体が不明であるという特徴を有するものです。

新感染症が疑われる症例が医師から報告された場合には、本市は、積極的に国の技術的指導及び助言を求めながら適切に対応します。

## 8 感染症のまん延の防止のための対策と食品保健対策の連携

- (1) 食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、保健所長の指揮のもと、食品保健部門にあっては主として病原体の検査等を行うとともに、感染症対策部門にあっては患者に関する情報を収集する等の役割分担により、相互に連携を図り、迅速な原因究明に取り組みます。
- (2) 本市は、病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合、食品保健部門においては、一次感染を防止するため、原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行うとともに、感染症対策部門においては、必要に応じ消毒等を実施します。
- (3) 本市は、二次感染による感染症のまん延の防止について、感染症対策部門と食品保健部門が連携し、感染症に関する情報の提供等の必要な措置を講ずることにより、その防止を図ります。
- (4) 本市は、地方衛生研究所、国立試験研究機関等との連携を図り、原因となった食品等の究明に当たります。

## 9 感染症のまん延の防止のための対策と環境衛生対策の連携

本市においては、水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介した感染症のまん延の防止

のための対策を講ずるに当たり、感染症対策部門と環境衛生部門が連携を図ります。

## 10 情報の公表

本市は、情報の公表に当たっては、感染症の発生状況や感染症に関する基本的な知識や医学的知見、感染症の予防方法等、住民が感染予防対策を講ずる上で有益な情報について、無用な混乱を招かないように配慮しつつ、可能な限り提供します。

なお、住民が感染症に関する情報を収集するに当たっては、様々な媒体が利用されていることから、情報の性質、即時性及び情報媒体の利用率等を勘案し、効果的な媒体を複数設定し、効率的な情報の公表に努めます。

また、適切な情報提供を随時行うことができるよう、市ホームページの記載の充実を図ります。

## 11 関係機関及び関係団体との連携

本市は、感染症のまん延防止のため、特に感染症の集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、国、県、他の市町村及び医療関係団体との連携強化を図ります。

また、施設内での集団発生が懸念される社会福祉施設や学校等においては、感染状況に応じた対応が必要なことから、関係機関及び関係団体等と適宜情報共有を行います。

## 第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集及び調査に関する事項

### 1 感染症及び病原体等に関する情報の収集及び調査に関する基本的な考え方

感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、感染症及び病原体等に関する調査は、感染症対策の基本となるべきものです。

### 2 本市における情報の収集及び調査の推進

(1) 本市においては、保健所については、地域における感染症対策の中核的機関との位置付けから、感染症対策に必要な情報の収集及び疫学的な調査を県衛生研究所等との連携のもとに進め、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割を果たします。

(2) 本市における調査については、その地域に特徴的な感染症の発生の動向やその対策等の地域の環境や当該感染症の特性等に応じた取組が重要であり、その取組に当たっては、疫学的な知識及び感染症対策の経験を有する職員の活用を図ります。

### 3 関係機関及び関係団体との連携

感染症及び病原体等に関する調査に当たっては、本市は、国立感染症研究所、県衛生研究所をはじめとする関係研究機関等と相互に十分な連携を図ります。

## 第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

### 1 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方

- (1) 感染症対策において、病原体等の検査の実施体制及び検査能力を十分に有することは、人権の尊重の観点や感染の拡大防止の観点から極めて重要です。
- (2) 本市は、感染症指定医療機関（感染症指定医療機関は『Ⅲ 資料集』参照。）のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関等における検査等に対し、精度管理<sup>※19</sup>等を実施することとします。
- (3) 本市は、新興感染症<sup>※20</sup>のまん延が想定される感染症が発生した際に、検査が流行初期の段階から円滑に実施されるよう、感染症対策協議会等を活用し、関係者や関係機関と協議の上、平時から計画的な準備を行うこととします。  
また、併せて民間機関等との連携を推進することとします。

### 2 本市における病原体等の検査の推進

- (1) 本市は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、感染症対策協議会等を活用し、県衛生研究所や保健所における病原体等の検査に係る役割分担を明確にした上で連携を図ります。
- (2) 本市は、地方衛生研究所等を設けていないことから、県衛生研究所と連携することにより検査に必要な対応を行います。
- (3) 本市は、新興感染症のまん延時に備え、検査体制を速やかに整備できるよう、県と連携し、民間検査機関又は医療機関との検査等措置協定<sup>※21</sup>等により、平時から計画的に準備を行います。

---

※19 **精度管理** 検体採取から検査結果の報告にいたる一連の作業工程の中で、検査の精度を適正に保つために措置を講ずること。

※20 **新興感染症** 近年新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症のこと。本計画において想定する新興感染症とは、法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を対象とする。

※21 **検査等措置協定** 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、必要な検査数を確保するため、平時から都道府県等と検査機関の間で締結する協定のこと。

### 3 本市における総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築

感染症のまん延を防止するためには、患者に関する情報のみならず、感染症の病原体等に関する情報の収集、分析及び公表が重要です。このため、本市は、患者情報と病原体情報を迅速かつ総合的に分析し、公表できるように体制を整備します。

### 4 関係機関及び関係団体との連携

本市は、国・県のほか、医療関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら病原体等の検査情報の収集及び精度管理等による検査能力の向上を図ります。

## 第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

### 1 感染症に係る医療提供の基本的な考え方

- (1) 近年の医学・医療の著しい進歩により、多くの感染症について治癒やコントロールが可能となった現在においては、感染症の患者に対し早期に良質かつ適切な医療を提供し、当該感染症の重症化を防ぐとともに、感染症の病原体の感染力を減弱し、かつ、消失させることにより周囲への感染症のまん延を防止することが施策の基本となります。
- (2) 実際の医療現場においては、感染症に係る医療は特殊なものではなく、まん延防止を担保しながら一般の医療の延長線上で行われるべきであるとの認識のもと、良質かつ適切な医療の提供が行われるべきです。このため、県知事が指定する第一種感染症指定医療機関等や保健所長が指定する結核指定医療機関においては、①感染症の患者に対し、感染症のまん延の防止のための措置をとった上で、できる限り感染症以外の患者と同様の療養環境において医療を提供すること、②通信の自由が実効的に担保されるよう必要な措置を講ずること、③患者がいたずらに不安に陥らないように、十分な説明及び相談が患者の心身の状況を踏まえつつ行われることが求められます。

また、結核指定医療機関においては、患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行うことが求められます。

### 2 本市における感染症に係る医療を提供する体制

一類感染症又は二類感染症が集団発生した場合や新型インフルエンザ等感染症の汎流行時<sup>※22</sup>には、一般の医療機関に緊急避難的にこれらの患者を入院させることがある

---

<sup>※22</sup> 汎流行時 感染症や伝染病が全国的・世界的に大流行し、非常に多くの感染者や患者が発生している状態であること。

ため、本市は、その受入れが円滑に行われるよう、医療機関と協定を締結する県と平時から協議し、病院や医師会等との連携体制を整備します。

特に全国的かつ急速なまん延が想定される新興感染症については、入院患者及び外来受診者の急増が想定されることから、本市は、医療機関と協定を締結する県と、当該感染症の患者の入院体制及び外来体制や、当該感染症の後方支援体制<sup>※23</sup>が迅速に確保されるよう連携を図ります。

### 3 その他感染症に係る医療の提供のための体制

- (1) 一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者であっても、住民が最初に診察を受ける医療機関は、一般の医療機関であることが多く、さらに三類感染症、四類感染症又は五類感染症については、原則として一般の医療機関において医療が提供されています。
- (2) 一類感染症、二類感染症等であって、国内に病原体が常在しないものについて、国内で患者が発生するおそれが高まる場合には、県が選定した当該感染症の外来診療を担当する医療機関に感染が疑われる者を誘導する等、本市は、県とともに地域における医療提供体制に混乱が生じないよう初期診療体制を確立します。
- (3) 感染症の患者に係る医療は、感染症指定医療機関のみで提供されるものではなく、一般の医療機関においても提供されていることに鑑み、一般の医療機関は、感染症発生動向調査その他国、県及び本市が公表する感染症に関する情報について積極的に把握し、医療機関内において感染症のまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

また、感染症の患者について差別的な取扱いを行うことなく、良質かつ適切な医療を提供します。

### 4 関係機関及び関係団体との連携

地域における感染症対策の中核的機関である保健所を有する本市は、感染症指定医療機関や医療関係団体等との緊密な連携を図ります。

また、一般の医療機関は、多くの場合感染症の患者を診察する最初の医療機関となることから、当該医療機関での対応が感染症の予防の観点からも、また、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供の観点からも極めて重要です。このため、本市は、医療関係団体との連携を通じて、一般の医療機関との有機的な連携を図ります。

---

<sup>※23</sup> 後方支援体制 感染症患者以外の患者の受入れや、感染症回復後に入院が必要な患者を受け入れる体制のこと。



## 第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

### 1 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する基本的な考え方

保健所長が入院勧告をした患者又は入院させた患者の医療機関への移送体制の確保に当たっては、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の発生又はまん延時に積極的疫学調査等も担う保健所のみでは対応が困難な場合があるため、本市の関係部局との役割分担や民間事業者等への業務委託等により、移送体制を確保することとします。

### 2 本市における感染症の患者の移送のための体制の確保の方策

- (1) 感染症の患者の移送について、平時から本市の関係部局内で連携し、役割分担及び人員体制の整備を図ります。
- (2) 消防本部と連携し、感染症の患者の病状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保について、地域の救急搬送体制の確保の観点にも十分留意して役割分担を協議します。
- (3) 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の発生に備え、移送に必要な車両の確保、民間移送機関や民間救急等の活用を検討することにより、体制の確保に努めます。  
また、高齢者施設等に入所しており配慮を必要とする者の移送については、高齢者施設等の関係団体等とも連携し、移送の際の留意事項を含めて協議します。
- (4) 緊急時における本市保健所の所管域を越えた移送が必要な場合の対応方法について、あらかじめ県及び民間事業者等と協議します。
- (5) 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は疑似症患者並びに新感染症の所見がある者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者の発生に備え、平時から、関係者を含めた移送訓練や演習等を定期的に計画し、実施するよう努めます。

### 3 関係機関及び関係団体との連携

保健所長は、法第21条（法第26条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）又は法第47条の規定による移送を行うに当たり、消防本部と連携する場合には、県が構築する入院調整体制により、円滑に移送を行います。

また、消防本部が傷病者を搬送した後、当該傷病者が法第12条第1項第1号等に規定する患者等であると医療機関が判断した場合には、本市は、当該感染症等に関し適切に情報等を医療機関から消防本部に提供するよう協力を求めます。

## 第8 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項

### 1 厚生労働省令で定める体制の確保に係る基本的な考え方

新興感染症においては、入院及び発熱患者に対する医療機関の確保、地方衛生研究所、保健所及び民間検査機関等における検査体制や入院患者の重症度等の把握体制の整備を迅速に行うことが重要です。

また、迅速に適切な対応を行うためには、平時より患者の検体等の迅速かつ効率的な収集体制の整備、医療機関での个人防护具<sup>※24</sup>の備蓄や、感染症に対応できる人材の育成と確保が重要となります。

加えて、後方支援を行う医療機関や感染拡大防止のための宿泊施設（法第44条の3第2項（法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用される場合を含む。）又は法第50条の2第2項に規定する宿泊施設をいう。以下同じ。）の確保も想定する必要があります。このため、体制の確保に当たり対象とする感染症は、法に定める新興感染症を基本とします。予防計画の実施に当たっては、感染症に関する国内外の最新の知見を踏まえつつ、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に取り組みます。

なお、実際に発生及びまん延した感染症が、事前の想定とは大きく異なる事態となった場合は、本市は、その感染症の特性に合わせて実際の状況に応じた機動的な対応を行います。「事前の想定とは大きく異なる事態」の判断については、新型コロナウイルス感染症への対応を参考に、国内外の最新の知見や、現場の状況を把握しながら、国が判断することとなります。

---

<sup>※24</sup> **个人防护具** 血液や体液などに含まれる病原体から皮膚、眼、鼻、口の粘膜、着衣を保護するために着用する、手袋、ガウン、マスク、ゴーグル等のこと。PPE (Personal Protective Equipment) ともいう。

## 2 厚生労働省令で定める体制の確保に係る本市における方策

国、県及び保健所設置市間の役割分担のもと、本市は、基本指針に基づき、次の事項について数値目標を定めます。

### 数値目標 1 検査の実施能力

新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者若しくは新感染症の所見がある者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の検体又は当該感染症の病原体の検査の実施能力について、数値目標を定めます。

項目	目標値	目標値
	【流行初期】 (発生公表後 1 か月以内)	【流行初期以降】 (発生公表後 6 か月以内)
検査の実施能力	30 件/日	30 件/日

(注) 本市は地方衛生研究所を設けていないため、県衛生研究所と連携することにより検査体制を確保します。

なお、数値目標を上回る検査の必要が生じた場合は、県衛生研究所の稼働状況に応じて柔軟に対応します。

また、県が締結する民間検査機関との検査等措置協定等により、必要数の確保を行います。

### 数値目標 2 保健所職員等の研修・訓練回数

保健所職員その他感染症の予防に関する人材の研修及び訓練の回数について、数値目標を設定します。

項目	目標値
保健所の感染症有事体制の構成人員を対象とした研修・訓練の回数	年 1 回以上

### 数値目標 3 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、IHEAT<sup>※25</sup>要員の確保数

新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間における感染症の予防に関する保健所業務を行う人員及び IHEAT 要員であって必要な研修を受けた者の確保数について、数値目標を設定します。

項目	目標値
流行開始から 1 か月間において想定される業務量に対応する人員確保数	125人
IHEAT 要員の確保数	3人

(注) 急速な感染拡大が起きた場合においても保健所業務がひっ迫しないような有事体制を構築することが必要であることから、本市は新型コロナウイルスがオミクロン株に変異したいわゆる「第6波」と同規模の感染が流行初期に発生した場合の、流行開始から 1 か月間の業務量に対応可能な人員を確保します。

### 3 関係機関及び関係団体との連携

本市は、数値目標の達成状況を含む本計画の実施状況及びその実施に有用な情報を感染症対策協議会の構成員に共有し、連携の緊密化を図ります。

また、感染症に係る医療を提供する体制の確保や宿泊施設の確保については、平時から医療機関や宿泊施設と協定を締結する県と協議を行い、連携を図ります。

## 第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項

### 1 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備の基本的な考え方

新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の外出自粛対象者（外出自粛に係る法の規定が適用される指定感染症にあつては、当該感染症の外出自粛対象者。以下「外出自粛対象者」という。）については、体調悪化時等に、適切な医療に繋げることができる健康観察の体制を整備することが重要です。

また、外出自粛により生活上必要な物品等の物資の入手が困難である場合は、必要に応じて当該対象者について生活上の支援を行うことが重要です。外出自粛対象者が高齢者施設等や障がい者施設等において過ごす場合は、施設内で感染がまん延しないよ

<sup>※25</sup> IHEAT (Infectious disease Health Emergency Assistance Team) 感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の医師、保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。

うな環境を構築することが求められます。

## 2 本市における新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方策

- (1) 本市は、医療機関、医師会、薬剤師会や民間事業者への委託等や寒川町の協力を得て、外出自粛対象者の健康観察の体制の確保について、平時から県と協議の上、連携を図ります。
- (2) 県は、療養生活の環境整備の一つとして宿泊施設を確保しますが、本市は、その運営体制について、平時から感染症対策協議会等を通じて、県とあらかじめ役割分担、費用負担のあり方等について協議します。
- (3) 本市は、外出自粛対象者が外出しなくとも生活できるようにするため、食料品等の生活必需品等の支給などの支援や、自宅療養時においても、薬物療法を適切に受けられるように必要な医薬品を支給できる体制の確保について、平時から県及び寒川町と協議します。  
また、外出自粛対象者が介護保険の居宅サービスや障害福祉サービス等を受けている場合には、介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者等と連携を図ります。
- (4) 本市は、健康観察や生活支援等を効率的に行うため、県と連携し ICT を積極的に活用します。
- (5) 本市は、高齢者施設等や障がい者施設等において、県が医療措置協定を締結した医療機関と連携し、必要に応じて、清潔な区域とウイルスによって汚染されている区域を区分けするゾーニング等の感染対策の助言を行うことができる体制を平時から確保しておき、新興感染症の発生及びまん延時において施設内における感染のまん延を防止します。

## 3 関係機関及び関係団体との連携

- (1) 本市は、外出自粛対象者の健康観察や生活支援等に当たっては、積極的に県や寒川町と連携し、必要な範囲で患者情報の提供を行います。  
なお、県や寒川町の協力を得る場合は、感染症対策協議会等を活用し、あらかじめ情報提供の具体的な内容や役割分担、費用負担のあり方について協議します。
- (2) 本市は、外出自粛対象者の健康観察や生活支援等の実施に当たっては、第二種協定指定医療機関<sup>※26</sup>や医師会、薬剤師会又は民間事業者に委託することなどについて検討します。
- (3) 本市は、福祉ニーズのある外出自粛対象者が適切な支援を受けられるよう、必要に応じて県及び寒川町の協力のもと、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者等と連携を図ります。

---

※26 **第二種協定指定医療機関** 医療措置協定を締結した医療機関等のうち、発熱外来、自宅療養者等への医療提供を行う医療機関として都道府県知事が指定した病院、診療所、薬局、訪問看護事業所のこと。

## 第10 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整の方針に関する事項

### 1 基本的な考え方

法第63条の3第1項において、県知事は、平時から新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に至るまで、感染症の発生及びまん延を防止するため必要がある場合、感染症対策全般について、保健所設置市等の長、その他の市町村長及び関係機関に対して総合調整を行うこととされています。

また、法第63条の4において、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、県民の生死に直結する緊急性を要する入院勧告又は入院措置を実施するために必要な場合に限り、県知事は保健所設置市の長への指示を行うことが適当とされています。

### 2 市長による総合調整の要請

市長は、必要があると認める場合は、県知事に対し、総合調整を行うよう要請します。

## 第11 感染症対策物資等の確保に関する事項

### 1 感染症対策物資等の確保に関する基本的な考え方

個人防護具等、法第53条の16第1項に規定する感染症対策物資<sup>※27</sup>等の確保については、感染症の予防及びまん延の防止において欠かせないものです。特に新型インフルエンザ等感染症等の全国的かつ急速なまん延が想定される感染症が発生した際には、感染症対策物資等の急速な利用が見込まれるため、平時から感染症対策物資等が不足しないよう対策等を構築することが重要となります。

### 2 感染症対策物資等の確保に関する方策

本市は、新興感染症の汎流行時に、個人防護具等の供給及び流通を的確に行うため、個人防護具等の備蓄又は確保に努めます。

また、必要な措置を迅速かつ的確に講ずるため、本市は、保健所における感染症対策業務に従事する職員の使用量2か月分を目安として、個人防護具等の備蓄に努めます。

---

<sup>※27</sup> **感染症対策物資** 法第53条の16第1項に規定する医薬品、医療機器、個人防護具、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材のこと。

## 第12 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

### 1 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する基本的な考え方

本市においては、感染症に関する適切な情報の公表及び正しい知識の普及等を行うことが、医師等においては、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供することが、住民においては、感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、患者、医療従事者及びそれらの家族等が差別を受けることがないよう配慮することが重要です。

さらに、本市は、感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たっては、人権を尊重することが必要です。

### 2 本市における感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する方策

本市は、診療、就学、就業又は交通機関の利用等の場面において、感染症の患者、医療従事者及びそれらの家族等への差別や偏見の排除等のため、必要な広報を行い、相談機能の充実等住民に身近なサービスを充実させます。特に、保健所は、地域における感染症対策の中核的機関として、感染症についてのわかりやすい情報提供、相談等のリスクコミュニケーション<sup>※28</sup>を積極的に行います。

また、感染症対策協議会等で議論を行う際には、患者等の人権を考慮して感染症対策の議論を行います。

### 3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関するその他の方策

- (1) 医師が保健所長へ感染症患者に関する届出を行った場合には、患者等のプライバシーの保護に配慮し、状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を説明することに努めるよう周知を図ります。
- (2) 本市は、患者情報の流出防止のため、個人情報の取扱いについては本市における基準に基づき厳重に管理します。
- (3) 報道機関においては、常時、的確な情報を提供することが重要ですが、感染症に関し、誤った情報や不適当な報道がなされないことがないように、本市は、個人情報に注意を払い、適切な情報提供に努めます。

---

<sup>※28</sup> リスクコミュニケーション リスク分析の全過程において、関係する当事者全員が情報を共有し、意見や情報の交換を通じて意思の疎通と相互理解を図ること。

## 第13 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

### 1 人材の養成及び資質の向上に関する基本的な考え方

現在、国内において感染者が減少している感染症に関する知見を十分有する者が少なくなっている一方で、新たな感染症対策に対応できる知見を有する医療現場で患者の治療に当たる感染症の医療専門職の他にも、介護施設等でクラスターが発生した場合に適切な感染拡大防止対策を行うための感染管理の専門家、行政の中において感染症対策の政策立案を担う人材など多様な人材が改めて必要となっています。このため、本市は、県及び医療機関と相互に連携を図り、地域や医療現場等において、感染症及び感染症対策に関する幅広い知識や最新の知見を普及する役割を担うことができる人材の養成を行います。

### 2 本市における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

本市は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策や感染症検査等に関する研修会や講習会等に職員を積極的に派遣します。

さらに、これらにより感染症に関する知識を習得した者を保健所において活用等を図ります。

加えて、本市は、IHEAT 要員の確保や研修、連絡体制の整備や IHEAT 要員及びその所属機関との連携の強化などを通じて、IHEAT 要員による支援体制を確保します。

また、実践的な訓練の実施や支援を受けるための体制を整備するなど、平時から IHEAT 要員の活用を想定した準備を行います。

### 3 医療機関・医師会等における人材の養成及び資質の向上

感染症指定医療機関を含む第一種協定指定医療機関<sup>※29</sup>及び第二種協定指定医療機関においては、感染症対応を行う医療従事者等の新興感染症の発生を想定した必要な研修・訓練を実施すること又は国、県及び本市若しくは医療機関が実施する当該研修・訓練に医療従事者が参加することにより、体制強化を図ります。

また、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間においては、感染症を担当する医療従事者等を他の医療機関、高齢者施設等に派遣できるように平時から研修や訓練を実施します。

さらに、医療関係団体においては、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修の実施に努めるものとします。

---

※29 第一種協定指定医療機関 医療措置協定を締結した医療機関のうち、病床の確保に対応する医療機関として都道府県知事が指定した病院又は診療所のこと。



#### 4 関係機関及び関係団体との連携

本市は、関係機関及び関係団体が行う研修へ職員を積極的に参加させることにより、人材を養成します。

### 第14 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

#### 1 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 保健所は、地域の感染症対策の中核的機関として、地域保健法に基づき厚生労働大臣が策定する基本指針とも整合性をとりながら、必要な情報の収集、分析、対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーション等を行うとともに、感染症の感染拡大時にも健康づくり等地域保健対策も継続できることが重要となります。

また、平時より有事に備えた体制を構築し、有事の際には速やかに体制を切り替えることができる仕組みが必要となります。

(2) 本市においては、感染症対策協議会等を活用し、関係機関及び関係団体と連携するとともに、県及び他の市町村の保健衛生部門等とも連携し、役割分担を明確化することとします。

また、感染症発生時に迅速に対応できるよう、感染症に関する情報が、責任者に対して迅速かつ適切に伝達され、一元的に管理できる体制を構築することとします。併せて、外部人材の活用も含めた必要な人員の確保、受入体制の整備、必要な機器及び機材の整備並びに物品の備蓄等を通じ、健康危機発生時に備えた平時からの計画的な体制整備を行います。

さらに、業務の一元化、外部委託、ICT 活用も視野にいたった体制を検討することとします。

#### 2 本市における感染症の予防に関する保健所の体制の確保

(1) 本市は、感染症対策協議会等を活用し、県と市町村間の役割分担や連携内容を平時から調整します。感染症のまん延が長期間継続することも考慮し、必要となる保健所の人員数を想定し、感染症発生時においてその体制に迅速に切り替えることができるようにします。

(2) 本市は、広域的な感染症のまん延の防止の観点から、感染経路の特定、濃厚接触者<sup>※30</sup>の把握等に係る積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施するために、感染症の拡大を想定し、保健所における人員体制や設備等を整備します。

また、体制の整備に当たっては、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄を始め、

---

※30 **濃厚接触者** 新型インフルエンザ等感染症の患者と、一定の期間に濃密に、高頻度又は長期間接触した者のこと。

業務の外部委託や県における一元的な実施、ICTの活用などを通じた業務の効率化を積極的に進めるとともに、IHEAT要員や寒川町からの外部の応援体制を含めた人員体制及び受入体制を構築（応援派遣要請のタイミングの想定も含む。）します。

さらに、本市は、住民及び職員等の精神保健福祉対策等を行います。

- (3) 本市は、地域の健康危機管理体制を確保するため、保健所に保健所長を補佐する統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を配置します。

### 3 関係機関及び関係団体との連携

本市は、感染症対策協議会等を活用し、県、他の市町村及び専門職能団体等と保健所業務に係る内容について連携します。

また、保健所は、感染症発生時における連携体制を確保するため、平時から本市の関係部局や県衛生研究所等と協議し役割分担を確認するとともに、寒川町と協議し、感染症発生時における協力体制について検討します。

## 第15 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項

### 1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

- (1) 国及び県は、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、本市は、国及び県が迅速かつ的確な対策を講じられるように、必要な協力を行います。
- (2) 国が、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認め、本市に対して、法の規定に基づく必要な指示を行った場合は、本市は、迅速かつ的確な対策を講じます。
- (3) 国が、国民の生命及び身体を保護するために緊急の必要があると認め、本市に対して、特定病原体等<sup>※31</sup>による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な協力を要請した場合は、本市は、迅速かつ的確な対策を講じます。
- (4) 新感染症の患者の発生や生物兵器を用いたテロリストによる攻撃が想定される場

---

※31 特定病原体等 生物テロに使用されるおそれのある病原体等であって、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある感染症の病原体等のこと。法における一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等及び四種病原体等をいう。

合など、本市に十分な知見が集積されていない状況で感染症対策が必要とされる場合には、本市は、国から職員や専門家の派遣等必要な支援を受け入れます。

## 2 緊急時における国及び県との連絡体制

- (1) 保健所長は、法第12条第2項に規定する報告について、国及び県に対して確실히行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合やその他感染症への対応について緊急と認める場合にあっては、国及び県との緊密な連携を図ります。
- (2) 保健所長は、検疫所から一類感染症の患者等を発見した旨の情報提供を受けた場合は、検疫所と連携し、同行者等の追跡調査その他の必要と認める措置を行います。
- (3) 緊急時においては、本市は、国や県から感染症患者の発生状況や医学的な知見など、対策を講ずる上で有益な情報の提供を可能な限り受けるとともに、国や県に対しては患者の発生状況等（患者と疑われる者に関する情報を含む。）についてできるだけ詳細な情報を提供することにより緊密な連携を図ります。

## 3 緊急時における地方公共団体相互の連絡体制

- (1) 本市は、関係地方公共団体と緊密な連絡を保ち、感染症の発生状況、緊急度等を勘案し必要に応じて、相互に応援職員及び専門家の派遣等を行います。  
また、消防本部に対して、感染症に関する情報等を適切に提供できるように連絡体制を構築します。
- (2) 本市は、関係市町村に対して、医師等からの届出に基づいて必要な情報を提供するとともに、県及び他の保健所設置市との緊急時における連絡体制を整備します。

## 4 本市と関係団体との連絡体制

本市は、医療関係団体等と緊密な連携体制を構築します。

## 5 緊急時における情報提供

緊急時においては、感染症の患者の発生の状況や医学的知見など、住民が感染予防等の対策を講ずる上で、パニック防止という観点も考慮しつつ、本市は国及び県の有益な情報を可能な限り提供します。この場合には、情報提供媒体を複数設定し、理解しやすい内容で情報共有を行います。

# 第16 その他感染症の予防の推進に関する重要事項

## 1 施設内感染の防止

本市は、病院、診療所、社会福祉施設等において感染症が発生し又はまん延しないよ

う、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者又は管理者に適切に提供します。

また、これらの施設の開設者及び管理者は、提供された感染症に関する情報に基づき、必要な措置を講ずるとともに、平時から施設内の患者・利用者及び職員の健康管理を行うことにより、感染症の予防及び早期発見に努めることが重要です。

さらに、医療機関においては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めることが重要であり、院内感染の防止措置等に関する情報を、本市や他の施設に提供することにより、その共有化を図ることに努めます。

また、本市は、施設内感染に関する情報及び講習会・研修に関する情報を、医療関係団体の協力を得て、病院、診療所、社会福祉施設等の現場の関係者に普及し、活用を促します。

## 2 災害防疫

災害発生時は生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下することから、本市は、関係機関及び関係団体と連携し、感染症の発生予防やまん延防止のため、保健所等を拠点とした防疫活動及び保健活動等を実施します。

## 3 動物由来感染症対策

(1) 本市は、動物由来感染症に対する必要な措置等を速やかに行うため、獣医師等に対し、法第13条に規定する届出や狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に規定する届出の義務について周知を行います。

また、ワンヘルス・アプローチ<sup>※32</sup>に基づき、関係機関及び医師会、獣医師会等の関係団体等との情報交換を行うこと等により連携を図り、住民への情報提供を行います。

(2) ペット等の動物を飼育する住民は、提供された情報等により動物由来感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めます。

(3) 積極的疫学調査の一環として動物の病原体保有状況調査<sup>※33</sup>により広く情報を収集することが重要であるため、本市は、県衛生研究所、県動物愛護センター等と連携を図りながら調査に必要な体制を構築します。

(4) 動物由来感染症の予防及びまん延の防止の対策については、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物への対策や、獣医師との連携等が必要であることから、本市は、感染症対策部門とペット等の動物に関する施策を担当する部門が適切に連携し

---

※32 **ワンヘルス・アプローチ** 人、動物、環境の衛生に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

※33 **病原体保有状況調査** 動物が保有している可能性がある動物由来感染症の病原体の保有状況に係る調査のこと。

て対策を講じます。

#### **4 外国人への情報提供**

法は、保健所管内に居住又は滞在する外国人についても同様に適用されるため、本市は、保健所等の窓口感染症対策を外国語で説明したパンフレットを備えておく等の取組を行います。

#### **5 薬剤耐性対策**

本市は、医療機関において、薬剤耐性の対策及び抗菌薬の適正使用が行われるよう、適切な方策を講じます。

### Ⅲ 資料集

表1 感染症の類型

分類	分類の考え方	規定されている感染症
一類感染症	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が極めて高い感染症	エボラ出血熱 ペスト 等
二類感染症	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が高い感染症	結核、SARS、MERS 等
三類感染症	特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起し得る感染症	腸管出血性大腸菌感染症、コレラ 等
四類感染症	動物、飲食物等の物件を介して人に感染する感染症	狂犬病、マラリア、デング熱 等
五類感染症	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症	新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、性器クラミジア 等
新型インフルエンザ等感染症	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの</li> <li>・かつて世界的規模で流行したインフルエンザ又はコロナウイルス感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているもの</li> </ul>	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ
指定感染症	感染症法に位置付けられていない感染症について、一～三類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの	政令で指定
新感染症	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの	—

## 表2 感染症指定医療機関

### (1) 第一種感染症指定医療機関

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

病院名	病床数
横浜国立市民病院	2床

### (2) 第二種感染症指定医療機関

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

病院名	病床数
横浜国立市民病院	24床
川崎市立川崎病院	12床
横須賀市立市民病院	6床
厚木市立病院	6床
藤沢市民病院	6床
神奈川県立足柄上病院	6床
平塚市民病院	6床
神奈川県厚生農業協同組合連合会 相模原協同病院	6床

## 茅ヶ崎市感染症予防計画連絡調整会議設置要綱

### (設置)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく予防計画（次条において「予防計画」という。）の策定及び変更に関し連絡調整を図るため、茅ヶ崎市感染症予防計画連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 連絡調整会議は、予防計画の策定及び変更に関し必要な連絡調整を行うものとする。

### (組織)

第3条 連絡調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、保健所保健予防課長をもって充て、副会長は、保健所保健企画課長をもって充てる。

3 委員は、企画政策部総合政策課長、くらし安心部防災対策課長、くらし安心部防災対策課危機管理担当課長、保健所地域保健課長、保健所衛生課長、保健所健康増進課長及び消防本部警防救命課救命担当課長をもって充てる。

### (会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、連絡調整会議の会務を総理し、会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 連絡調整会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、委員が連絡調整会議の会議に欠席する場合には、当該委員の代理者の出席を求めることができる。

3 連絡調整会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 連絡調整会議の庶務は、保健所保健予防課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が連絡調整会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、令和5年8月23日から施行する。



## IV 「(仮称)茅ヶ崎市感染症予防計画に関する Web アンケート」の結果について

### 1 概要

#### ●目的

- ・「(仮称)茅ヶ崎市感染症予防計画」骨子案の公表
- ・計画策定に当たっての住民への意見聴取

#### ●対象

市保健所管内(茅ヶ崎市及び寒川町)に在住、在学又は在勤の方

#### ●回答期間

令和5年10月16日(月曜日)から11月5日(日曜日)まで

#### ●回答方法

- ・アンケートフォーム(e-kanagawa 電子申請システム)により回答
- ・茅ヶ崎市役所及び寒川町役場にアンケート用紙・回収箱を設置

#### ●回答件数

267件

#### ●回答内訳

10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	無回答	合計
0	33	50	59	73	40	10	1	0	1	267

(単位:件)

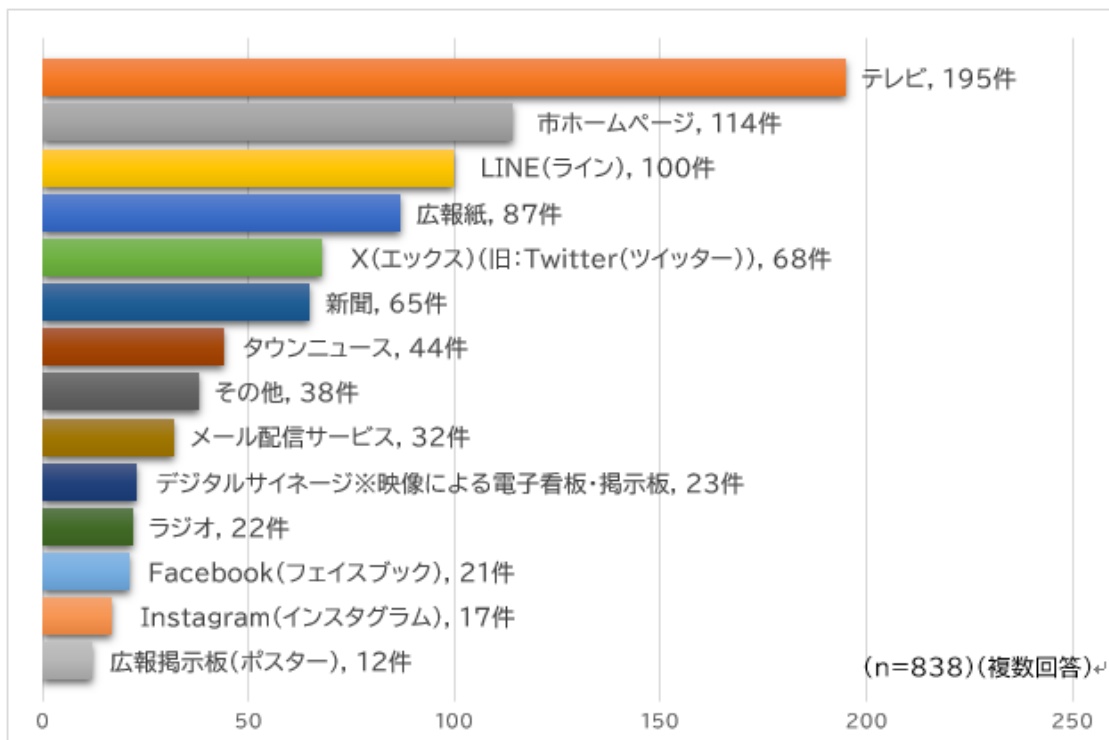
### 2 アンケート結果の取り扱いについて

アンケート結果は、茅ヶ崎市感染症予防計画(素案)を作成するための基礎資料として活用します。

### 3 アンケートの結果について

#### (1) 情報発信について

**問2-1** あなたは日頃、どのような媒体から感染症情報を入手されていますか。該当するものをすべて選択してください。



- ・感染症情報について知りたい場合に利用している広報媒体については、「テレビ」(195件)が最も多く、次いで「市ホームページ」(114件)、「LINE」(100件)、「広報紙」(87件)でした。
- ・「その他」として、学校や職場、インターネットでの任意のサイトの検索等がありました。

#### 結果の分析

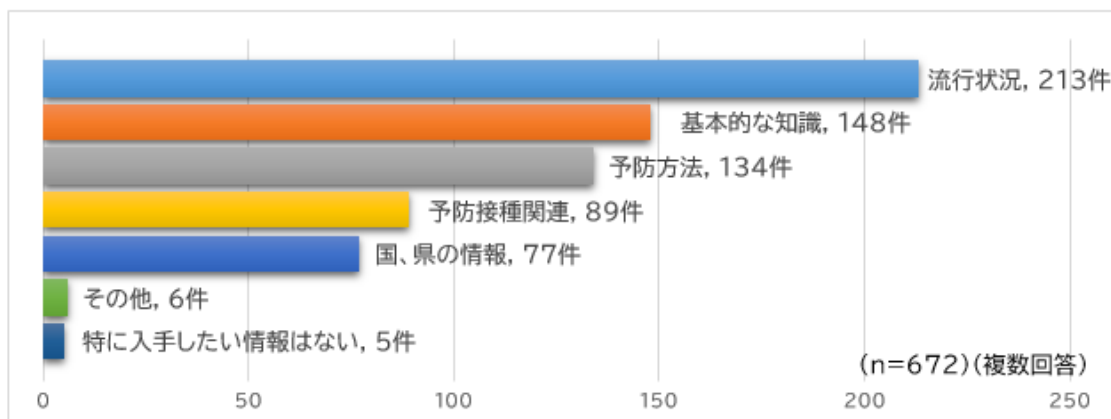
アンケート結果から、市が感染症に関する情報を発信するに当たっては、多様な媒体が利用されていることを鑑み、情報の性質や媒体の利用者層等に応じて、複数の媒体を組み合わせる必要があることがわかりました。

また、市のホームページについて、一定の閲覧数があることがわかったことから、市のホームページの記載の充実を図る等、わかりやすい情報提供に努める必要があります。

さらに、感染症に関する情報は、市が直接行う情報提供以外にもテレビや新聞等様々な媒体で発信されることから、報道機関等に対しては適切に情報提供を行う必要があります。

加えて、誤った情報や不適切な情報により住民が混乱することがないように、市は正しい内容の情報を積極的に発信する必要があります。

**問 2-2** 感染症に関する情報について、あなたが特に入手したい情報を選択してください。(3つまで)

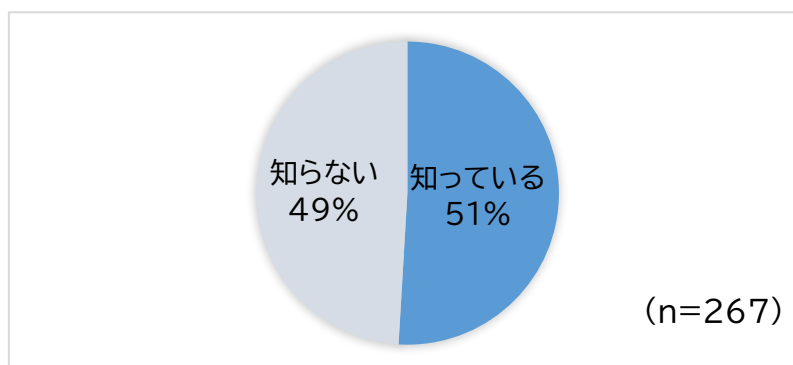


・住民が入手したい情報については、「流行状況」(213件)が最も多く、次いで「感染症に関する基本的な知識」(148件)や「感染症の予防方法」(134件)でした。

#### 結果の分析

アンケート結果から、住民が自ら感染症の予防に努めることができるよう、感染症の流行状況等、住民にとって身近な情報が特に求められていることがわかりました。

**問 2-3** 本市で実施している「感染症発生動向調査」として、管内の感染状況等をまとめた「茅ヶ崎市保健所管内感染症情報」を発行していますが、そのことを御存じですか。



#### 結果の分析

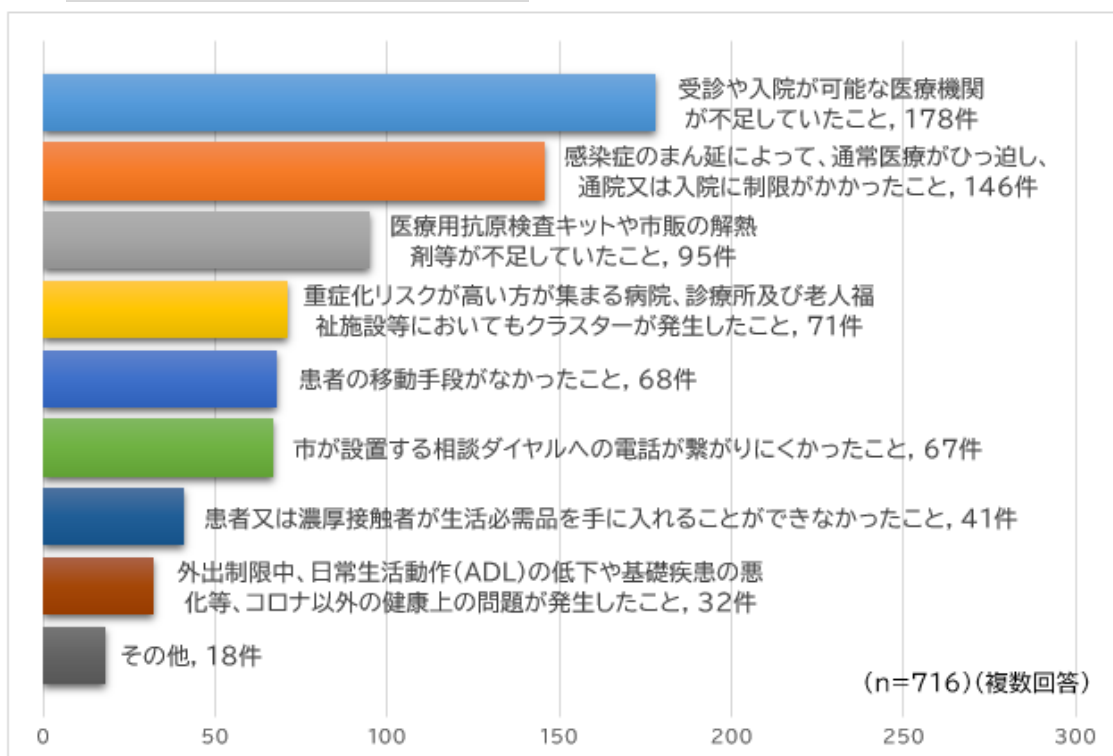
「茅ヶ崎市保健所管内感染症情報」については、回答者のうち約半数が「知っている」

と回答しており、一定の認知度があることがわかりましたが、今後についても、感染症のまん延を防止するための日常的な対策として、周知に努めていく必要があります。

## (2) コロナ対応における課題について

**問3** 保健所では、コロナ禍における医療体制について、次のような課題があったのではないかと考えています。

コロナ禍における医療体制の当時の状況を振り返り、あなたが課題だと思ったことを選択してください。(3つまで)



- ・コロナ禍における課題としては、「受診や入院が可能な医療機関が不足していたこと」(178件)が最も多く、次いで「感染症のまん延によって、通常医療がひっ迫し、通院又は入院に制限がかかったこと」(146件)でした。

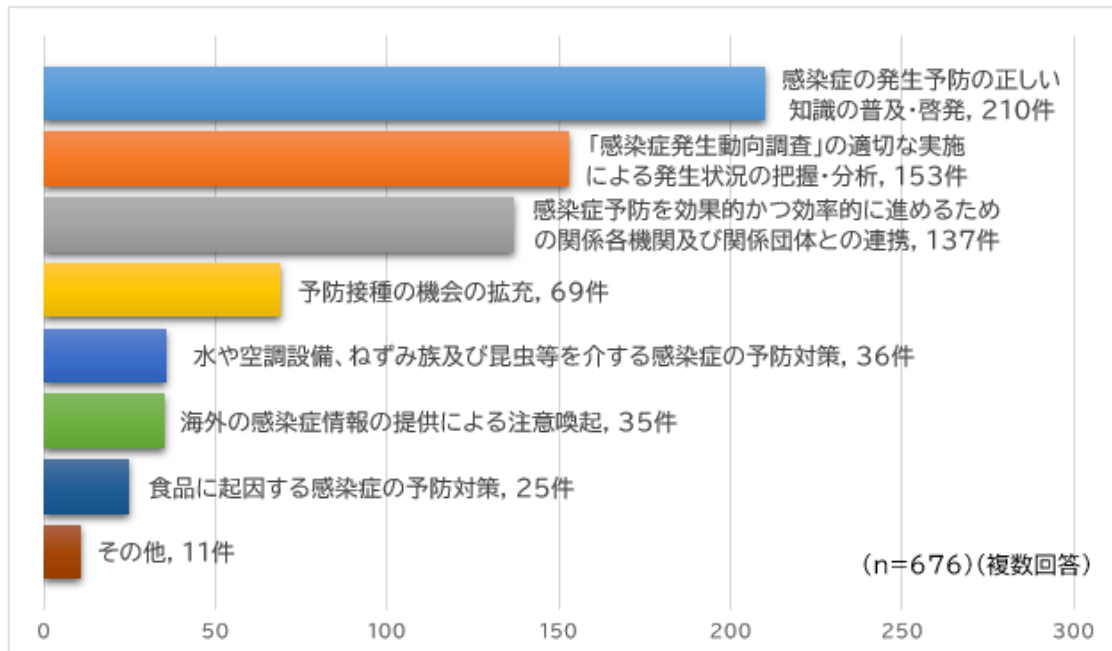
### 結果の分析

課題として、体調不良時に適切な医療が受けられる体制が確保されていることに特に関心が高いという結果となったことから、計画の策定に当たっては、県と連携し医療体制を確保するための必要性について言及します。

### (3) 今後の感染症の発生予防について

**問4** 本市には、感染症の発生予防として次のような取組が求められています。

このことについて、あなたが本市に求めることを選択してください。(3つまで)



・感染症の発生予防のための取組として、保健所に求められているものについては、「感染症の発生予防の正しい知識の普及・啓発」(210件)が最も多く、次いで「感染症発生動向調査」の適切な実施による発生状況の把握・分析(153件)、「感染症予防を効果的かつ効率的に進めるための関係各機関及び関係団体との連携」(137件)でした。

#### 結果の分析

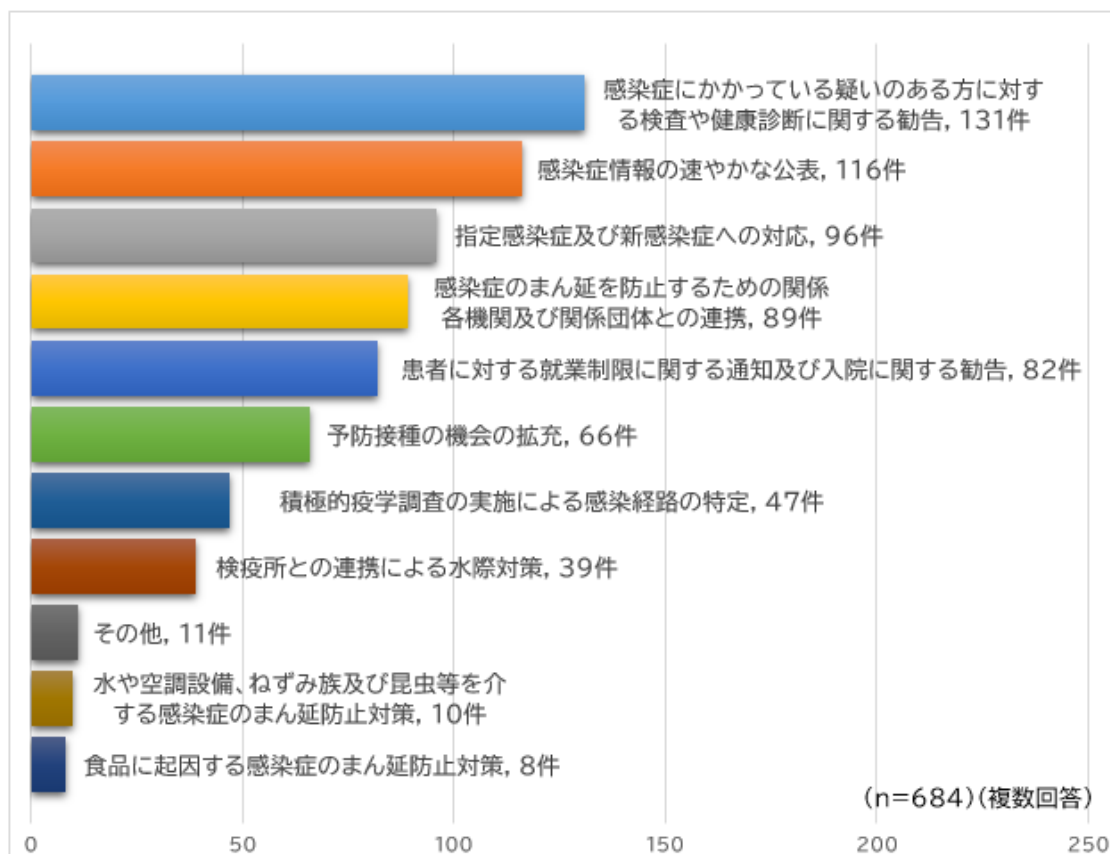
感染症の発生を予防するためには、情報発信と平時から行う感染症発生動向調査による情報収集の体制を適正に運用することが特に求められていることがわかりました。

この場合において、感染症の発生状況を把握・分析し、その予防に関する知識の普及及び啓発を図るためには、感染症の流行状況を迅速かつ効率的に把握することが必要です。

#### (4) 今後の感染症のまん延防止について

**問5**本市では、感染症のまん延を防止するために、次のような取組が重要と考えています。

このことについて、あなたが本市に求めることを選択してください。(3つまで)



- ・感染症のまん延防止のため、保健所に求められている取組については、「感染症にかかっている疑いのある方に対する検査や健康診断に関する勧告」(131件)が最も多く、次いで「感染症情報の速やかな公表」(116件)でした。

#### 結果の分析

感染症のまん延を防止するために、検査の実施体制を確保することや健康診断等を適正に実施すること、感染症情報をその即時性も考慮して情報発信をすることが求められています。

## (5) 自由意見

**問6** (仮称) 茅ヶ崎市感染症予防計画骨子案全般に関して、御意見を記入してください。

意見	主な内容	件数
計画全般に関する意見	・具体的で理解しやすい内容としてほしい。 ・内容の検討後、改めて意見聴取すべき。等	11
情報発信に関する意見	・医学的に正しい情報を提供してほしい。 ・感染予防策を広めていくことが大切。等	10
保健所体制に関する意見	・保健所の対応力と人員確保が必要。等	6
民間等への支援に関する意見	・高齢者施設や幼児を持つ家庭への支援を検討してほしい。等	4
関係機関等との連携に関する意見	・関係機関と合同での訓練を行ってはどうか。等	3
Web アンケートに関する意見	・一般市民が意見するのは困難だと思う。等	1
その他の意見	—	8

このことについて、計43件の御意見をいただきました。

計画全般に関する御意見が11件と最も多く、次いで市の情報発信に関する御意見が10件ありました。

### 結果の分析

問4及び問5でも示されているとおり、地域における感染症対策の中核的機関としての保健所は、住民が自ら適切な感染予防対策を講ずるために、状況に応じた的確な情報発信をすることを求められています。

このことから、感染症情報について、その即時性も考慮しつつ理解しやすい内容での情報発信をすることが重要であると考えます。

また、有事の際には速やかに体制を移行できるよう準備しておくことも重要であり、あらかじめ必要となる業務量や人員数を想定しておく必要があります。

## V パブリックコメントの結果について



茅ヶ崎市感染症予防計画

令和6（2024）年3月発行 ●●●部作成

発行 茅ヶ崎市保健所保健予防課

〒253-8660 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目8番7号

電話 0467-85-1171（代表）

FAX 0467-82-0501

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

